

事案の概要	対応状況
<p>(2) 届出用紙等印刷システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出用紙等印刷システムは、社会保険事業の実施に必要な届出用紙等のうち使用頻度が低いものを電磁的に管理し、必要に応じて印刷するシステムとして、(株)カワグチ技研との随意契約により平成12年2月から導入されたものであるが、国会や新聞報道において、その導入の経過等に係る問題点が指摘された。 ○ 社会保険庁において、その導入に係る事実経過等について調査を行ったところ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当時の担当班長が契約締結前にシステムの導入を計画している旨の文章をカワグチ技研に手交していた ・ 導入後も本庁から届出用紙を交付し、また、使用状況を把握しないなど、管理がなおざりであったなどの問題点が明らかになった。 <p>(3) 会計検査院の指摘</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭登録機及び届出用紙等印刷システムの導入については、会計検査院から会計法令の趣旨に反し適切でなかった等の指摘を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出用紙等印刷システムについては、使用状況の調査を行い、使用頻度が低調であったことを踏まえ、汎用性のパソコンの活用等で対応することとし、平成16年7月末で契約を終了させた。 ○ 届出用紙等印刷システムの導入において、必要性の検討や、業者の選定、設置台数の積算など、業務の執行の全般にわたり甘さがあったことも踏まえ、物品等の調達については、平成16年10月から、「社会保険庁調達委員会」において調達の必要性、数量、方法等を厳正に審査するなど、徹底した経費削減に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 弁償責任の問題については、現在、会計検査院における検討が行われており、その結果を踏まえて適切に対処する。

4. (株)カワグチ技研、(株)ニチネン企画からの物品の授受等

事案の概要	対応状況
<p>○ 社会保険庁職員と(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画との癒着が国会等の場で指摘されたこと等を受け、両社と社会保険庁職員との間の物品の授受等に関する調査を行った結果、多数の職員が餞別、中元・歳暮の受領及びゴルフ、旅行を共にしていたことが判明した。</p>	<p>○ (株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画からの物品の授受等に関する調査結果については、平成17年1月にその事実関係を公表し、国家公務員倫理審査会の承認を得て、同年4月に懲戒免職2名を含む行為者76名に対し厳正な処分を実施した。</p> <p>(参考)</p> <p>免職…2名 減給…7名 戒告…29名 訓告…31名 嚴重注意(文書)…6名 嚴重注意(口頭)…1名</p> <p>○ また、多くの職員が特定の業者と深く関わり、処分を受けることとなった今回の不祥事案により、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねることとなったことから、管理監督者に対しても処分等を実施した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴代の社会保険庁長官4名については既に退職しており処分ができないことから、訓告相当の金額(期末特別手当10%相当額)を国庫に寄付することを求めた。 ・ また、行為者の行為時における管理監督者であって、既に退職している社会保険庁次長以下7名についても、嚴重注意(文書)相当の金額(期末特別手当又は勤勉手当の10%相当額)を国庫に寄付することを求めた。 ・ 現社会保険庁次長、現社会保険業務センター所長及び現職にある元社会保険庁次長については、嚴重注意(文書)の処分を行った。 <p>○ 社会保険庁としては、今回の不祥事案により多くの処分者を出したことを深く反省し、二度とこのような不祥事を発生させることのないよう、次のような対策に取り組み、綱紀肅正を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を対象に、今回の不祥事案による処分を事例とした社会保険庁国家公務員倫理研修を今年度より毎年実施 ・ 社会保険庁法令遵守委員会(本庁)や法令遵守推進者(本庁各課、事務局及び事務所)を置き、内部牽制体制を強化

5. 予算積算と執行の乖離

事案の概要	対応状況
<p>○ 年金週間における事業について、実際は新聞広報等に予算を執行しているにもかかわらず、予算要求は事業実態と乖離したまま慣例的に、毎年、エアロビクス大会・綱引き大会・コンサート等で積算されているなど、予算要求と実態が乖離しているのではないかと国会や新聞報道において指摘された。</p>	<p>○ 今後、予算要求の積算については、実際の予算執行に即したものとなるよう、平成18年度予算要求において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年金週間におけるエアロビクス大会等のように、数年間、事業実施の内容と要求内容が相違しているもの ② 予算執行額と予算要求額が大幅に乖離しているもの ③ 実際には使われていない経費を毎年要求しているもの等について見直しを徹底することとしている。

6. 監修料

事案の概要	対応状況
<p>○ 社会保険庁が保険料を財源として大量に購入していた書籍等に関し、職員が多額の監修料を受領していた。</p> <p>○ こうした監修料の受領の実態については、平成16年10月に厚生労働省として調査結果を公表したところであるが、その後、社会保険庁における管理・分配等に関する新聞報道を契機に、社会保険庁において追加的な調査を行い、平成17年1月に調査結果を公表した。</p> <p>○ この調査により、監修料のほぼすべては、監修作業者ではなく、各課庶務担当者が代わりに受領し、経理課予算班担当者に預けられた上で、各課庶務担当者に配分され、使用されるなど、監修料が組織的に管理されていたと言わざるを得ない状況が明らかになっている。</p> <p>(参考)</p> <p>大量購入に係る監修料受領金額及び人数は、出版社等からの情報によると、平成11年度から平成15年度までの5年間で、約4.9億円、606人。</p>	<p>○ 監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底した。</p> <p>○ また、こうした事態を招いたことを組織として重く受け止め、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが、これまでの慣例を大きく上回る形で、給与の一部を自主的に返納した。</p> <p>(参考) 社会保険庁の自主返納の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立者数 548人 ・ 申立金額 約1億6千万円 <p style="margin-left: 40px;">〔次官・長官級 2.4月分、局長級 2.0月分、次長・審議官級 1.6月分、課長級 1.2月分、室長・企画官級 0.8月分、課長補佐級 0.2月分〕</p> <p>○ さらに、平成16年10月の調査の際に監修料の組織的な管理の仕組みの存在を積極的に明らかにしなかった各課庶務担当者や経理課予算班担当者及び資金の融通の仕組みを看過した調査関係者の合計28名に対して、平成17年1月に処分を行った。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係について積極的に明らかにしなかった23名に対して、嚴重注意(文書)の処分を行った。 ・ 調査を指揮監督する立場にあった5名に対して、嚴重注意(文書)又は嚴重注意(口頭)の処分を行った。 <p>○ なお、監修作業を行っていた者の責任については、国家公務員法や国家公務員倫理法上これをどのように評価したらよいか、国家公務員倫理審査会と論点を整理の上、適切に対処する。</p>